ムダにムダを重ねる徳山ダム「導り路」はいらない!

導水路はいらない!愛知の会

会報7号

2010年11月11日 各審職区次到1—45加速方 TEL/FAX 052—811—8069 URL: http://www.dousuiro-aichiora

— COP10 会場で世界に主張、環境破壊の導水路事業は中止だ!—

10/20(水)住民訴訟・第7回口頭弁論が開かれる!

第7回口頭弁論当日は、今にも泣き出しそうな曇天日。事前集会には30人を超える傍聴参加者らが集い、各団体の近況などを交流しました。

原告陳述は、服部 房親氏が"母なる木曽川"の原体験にもとづき、

- ① 異なる川を混ぜることの危険
- ② ムダな導水路より県民生活の重視
- ③ 農業用水の渇水時ルールづくりなど ムダな徳山ダム導水路は中止すべきと、力強く読み上げまし

た(P2~3収録)。



報告集会では、在間弁護団長が原告側・第4準備書面(同封)を概要説明。次いで、『導水路訴訟 今後の進め方』(P4~5 収録)をレジュメに、①「違法性の承継」判断の基礎事実は、当該公金の支出時までの事実、②本件導水路が目的の「河川維持流量(木曽成戸地点・50 m³/s)は明確な根拠もなく過大、③河川整備方針のヤマトシジミ生息流量は57m³/sとなっているが、河川整備計画では40m³/sと矛盾、

④生息流量はもっと少なくてよく、河川維持流量は客観的、実証的な事実に基づいていない、などと解説があり、参加者一同大いに理解を深めました。

- 次回(第8回)裁判の日程-

*と き 12月15日(水) 11時~(10時30分に裁判所前で事前集会)

*ところ 名古屋地方裁判所・1号法廷(西側歩道から入廷できます)

*内容 原告・佐藤武代氏の意見陳述、原告・被告間の準備書面やり取りなど

<目 次>

P1~3 10/20 (水)「導水路」住民訴訟・第7回口頭弁論が開かれる!

P4~5 導水路訴訟 今後の主張について・・・・導水路訴訟・弁護団長 在間正史弁護士

P6~8 投稿 「だから言ったじゃないの」―岐阜県が起債許可団体に―

愛知県は同じ轍を踏んではならない・・・・徳山ダムの建設中止を求める会・近藤ゆり子氏

P9 10/28 (木)「設楽ダム」住民訴訟・控訴審が開かれる

P10~11 新聞スクラップ (COP10・長良川河口堰、八ッ場ダム中止「撤回」)

P12 書籍の案内(「ダムが国を滅ぼす」今本博健著、「長良川漁師口伝」磯貝政司著

「21世紀 日本ピラミッド 篠原政信・八ッ場物語第一部」中野泰著)

平成21年(行ウ)第49号公金支出差止請求事件 原告 小林収外91名 被告 愛知県知事外1名

意見陳述書

名古屋地方裁判所民事第9部 御中

平成 2 2 年 1 0 月 2 0 日 原告 服部 房親

私は、愛知県稲沢市祖父江町上丸淵に住む服部房親といいます。

さて、私が住む稲沢市祖父江町は、愛知、岐阜、三重の三県下に跨がる木曽川下流地帯の中ほどに位置し、西尾張地方とも呼ばれる豊かな農村です。名古屋大都市圏に近接しつつも、私はつい10年ほど前まで、木曽川犬山地点から引き込んだ宮田農業用水を利用し、1千平方米の水田を営農していました。

祖父江の住民にとって、木曽川は肥沃な穀倉地帯をつくりあげた母なる川です。私の小学校時代、絵画コンクールは必ず木曽川の堤防へ出かけ、川原で絵を描きました。あるときは対岸の岐阜県羽島市へ中野の渡し船で訪れ、冒険したこともあります。さらに、青春の頃、若い青年労働者の仲間たちと交流し、砂山で歌ごえ、フォークダンスに興じたことを想い出します。

太古の昔より、木曽川とともに作り出された地形や風土、景観が、私たち西尾張の人々の生活、人格形成に深く関わっていることは言うまでもありません、その郷土の誇りである木曽川にあろうことか、遠い地にある西美濃奥地に完成した徳山ダム湖水を流し込む木曽川水系連絡導水路(以下、「導水路」と略します。)計画を新聞、テレビなどのマスコミで見聞したとき、私は正直言って心の底から驚きました。

私は、「導水路」事業に疑問を抱き、以下の諸点を理由に公金支出差し止めを期待します。 水系が異なる揖斐川と木曽川とでは、当然のことながら水質、水量、地形、地理、地域文 化が異なります。徳山ダム湖水を長良川、木曽川に流入させる「導水路」事業は、それぞれ の河川流域を形成してきた自然の水系の独自性、生態、環境を無視した乱暴な行政行為であ り、古来から育まれてきた地域生活圏の個性を消失させる恐れがあります。

また、揖斐川最上流に湛水した徳山ダム湖水を実際に放流した場合、ダム湖下層の貯留水は土砂や有機物が混濁し、低温であることから、長良、木曽の両河川に生息する魚類等の生物に悪影響を及ぼすことは必至です。

さらに、農業用水利用の面からも、それぞれに異なる水質であるから、稲作などの植生に 影響を与え、岐阜の「はつしも」、愛知の「日本晴」など、ブランド米に傷がつく恐れもあ ります。 折りしも、10月11日から名古屋市で「生物多様性条約締約国会議(COP10)」が 開催中ですが、「種」「生態」「環境」などの多様性の保存が、人類にとり大きな課題となっています。また、国連機関の調査によると、地球規模の生態系破壊損失額は380兆円にのぼると公表(中日新聞)されています。農地、河川、森林、里山、里海など 有形無形の多様な自然の存在、機能、役割を直視し、環境、風土、景観などの維持に人類が精力的に努力する時代にある中で、「導水路」事業はこうした流れに逆行する行為であると思います。

700万愛知県民の多くは、2年前のリーマンショック金融恐慌を契機に、大企業、特別の金持ちを除き、生活が苦しくなっています。また、県財政も逼迫し、4兆円超えの借金を抱え込んでいます。愛知県当局には、明日をも知れ得ぬ県民の生活不安を解消し、雇用の確保、高齢者を含む社会保障、子ども達の教育・保育施策などに予算を投入し、安心な県民生活の拡大に全力を注ぐべき責務があります。

我が国における経済の縮小傾向、少子化など社会環境の急速な変化にもかかわらず、使う当てのない都市用水などの水源開発を優先し、大型公共土木工事を相変わらず継続する行政は、県民生活の実態を正確に認識していない証左です。長良川河口堰、徳山ダム事業などの巨大プロジェクトは、当初からムダであること、合理性に根拠がないことが指摘されているにも関わらず、無視と強行されましたが今や無用な長物として指弾されています。

「導水路」事業計画は、使う当てのない貯まった徳山ダム湖水の利用のための苦肉の思いつき、画餅であると嘲笑されています。あるいは公共工事に名を借りたゼネコン救済策であるとさえ誹られています。大企業が生産拠点を海外に移し、県民の節水が進むこの水余りの時代に「導水路」事業を推進することは、県民に対する「背信行為」であるといっても差し支えません。

国の開発優先の国土計画を積極的に進めてきた愛知県行政は、歴史的に特殊でありすぎました。その限界が来たといえます。「導水路」事業において、当初から最も積極的な姿勢を示してきましたが、県民本位の立場に立つなら、「導水路」事業撤退という態度表明こそ、正常な県の自治体行政であるといえます。

さらに、「導水路」の水を都市用水の異常渇水対策に用いようという主張に反論します。農水省の統計で明らかなように、専業農家はますます減少し、私の家が宮田用水の利用を止めざるを得なかったように、農業用水を利用する農家と水田は大幅に減少し、農業用水団体は維持困難に陥っています。私はこうした状況を見るとき、農業用水団体と都市用水事業者が助け合うことが必要と考えます。具体的には、農業用水団体の維持管理に都市用水が協力し、万が一の異常渇水時には灌漑面積の減少と節水によって余った農業用水を水道用水に振り替えることです。こうしたことで、ムダなダムや導水路は建設しなくて済むというものです。

最後に、裁判所においては、いつまでもムダにムダを重ねる行政に追随の判断を続けることなく、私たち住民の願いに応えて新しい時代にふさわしい明確な判断をされることを要請します。

「導水路」訴訟 今後の主張について(2010.10.20)

「導水路」訴訟・弁護団長 在間正史弁護士 < コメント資料 >

1 支出差止の法論理と違法判断の基準時について

支出の差止は当該支出が予算執行の適正確保の見地から看過できない違法があるからである。支出時において支出負担行為の原因となっているものが著しく合理性を欠いているときは、当該支出負担行為に予算執行の適正確保の見地から看過できない違法があるので、当該支出は違法なのである。

当該支出時以前になされた支出負担行為の原因となっているものが当該行為時において違法であり、その違法性が承継されて支出が違法となるものではない。

あくまで、当該支出に予算執行の適正確保の見地から看過できない違法があるかが問題なのであるから、当該支出時において支出負担行為の原因となっているものが著しく合理性を欠いているかが問題なのである。

仮に、支出負担行為の原因となっているもの「違法性の承継」の問題であった としても、その違法性は当該支出時における違法性であって、違法判断の基礎と なる事実は当該支出時までの事実である。

本件支出の支出負担行為は、本件導水路事業の目的のうち、流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)については国土交通大臣、新規利水の供給については水機構からの各費用負担金の納付通知である。

本件支出差止請求はその違法を理由とするものであり、その違法の理由は、それぞれの目的とされることの必要性、また、流水正常機能維持については根拠となっている木曽川水系河川整備基本方針の正常流量や同河川整備計画の確保流量について、新規利水については根拠となっている木曽川水系フルプランにおける愛知県需給想定調査の需給想定について、支出時において、いずれも客観的、実証的なものとして認められないことにある。

2 本件導水路の目的の一つとして確保しようとしている木曽成戸地点における河川環境の改善のための流量 4 0 m³/s は、木曽川水系河川整備基本方針における今渡地点における流水の正常な機能を維持するために必要な流量のうちの木曽成戸地点下流における河川維持流量 5 0 m³/s が前提となっており、また、木曽川大堰(木曽成戸地点)5 0 m³/s は利水上の制限流量およびとなっているが、木曽川における利水上の制限流量および河川維持流量の歴史的経過明らかにし、同地点下流における河川維持流量 5 0 m³/s が、根拠の曖昧なものでかつ過大な流量であること

3 木曽川水系河川整備基本方針において木曽成戸地点下流における河川維持流量はヤマトシジミが生息するために必要な流量が根拠となっているが、同河川整備基本方針の50 m³/s や同河川整備計画の40 m³/s ではその生息できない流量であること

図1 塩素イオン濃度と木曽川大堰放流量図

出典 『木曽川水系河川整備基本方針 流水の正常な機能を 維持するために必要な流量に関する資料(案)』P41

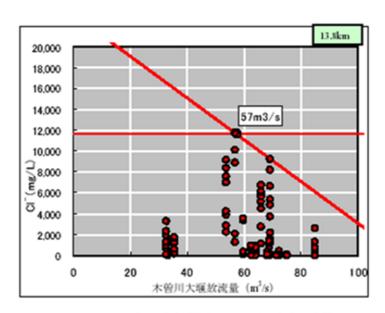


図 2.6 ヤマトシジミの生息環境として必要と思われる流量

4 木曽川水系河川整備基本方針の木曽成戸地点下流における河川維持流量 5 0 m³/s は、その判断の基礎とした同河川整備基本方針の策定における資料によっては、そのことは裏付けらず、また、ヤマトシジミの生息のためにはもっと少なくてよいことが認められ、客観的、実証的な裏付けがなく、客観的、実証的な事実に基づいていないこと

「だから言ったじゃないの!」- 岐阜県が起債許可団体に - 愛知県は同じ轍を踏んではならない

2010年9月16日の岐阜県発表

9月16日、岐阜新聞朝刊にこの記事が出、その日に岐阜県から報道発表となった。

「起債許可団体」とは、「借金で首が回らなくなったから、次の借金の時には国の許可をとりなさい、勝手に借金はするな」ということである。 つまりは「赤字再建団体一歩手前」 のイエローカードが出ている状態。

岐阜県は、「現段階では県民生活に直接の影響はない」というが、これとて、すでにずっと財政悪化の一途を辿ってきたから、今般起債許可団体となったからといって、特にこれという目立つ現象が起こるわけではない、といっているにすぎない。

岐阜県職員の給与はこの10年間上がっていないという。県の広報紙は1枚ペラの白 黒の印刷物が配布されるだけ、見落としそうである。教育・福祉・医療など、あらゆる部 門で、行政サービスは、切りつめられるだけ 切りつめられている。

治水事業費は、一番多額だったH10年 度の約492億円から減り続け、H22年度当 初予算では約110億円(H10年度の22%)

80の情念以機械の割合 値に頼ったのが主因 が、基づく時の財 決算見込み 年度 国の新可は本年度の条 る財政趣宮の計画事を は経理とし年度は日 面積134号を備げる。 朝の解析計によると 明 (17:6%) は郷2 炯は12・8%で、戦車 22・3年の北南道を いた都徳府無は同じ て起傳作可団体の 2010.09.16 18年度決策に基 岭阜新郡 19 000 19

にまで減少している。 脆い堤防は放置されたままだ、 漏水箇所の補修もできない、 河川狭小部を拡幅する 予算もとれない、 真っ当な治水計画を立てるための調査費すら覚束ない。

主要な目的を"治水"にすり替え、「徳山ダムさえできれば揖斐川流域住民は枕を高くして寝られる」と梶原知事(当時)は県議会で大見得を切った。だが揖斐川流域の安心は得られず(最上流のダムですべての水害が防除できるはずがない)、ダムによる環境悪化は確実に進行している。

徳山ダム建設事業費は、利水も含めて全て河川課から支出されるという異常事態が続いている。徳山ダム建設を強行したから、河川課の治水関係予算は削りに削られることになった。かくして岐阜県民は水害の危険に晒され続け、常に脅えていなければならないことになったのだ。

背筋が寒くなるブラックジョークである。

奈落への道・徳山ダム

9月17日の中日新聞岐阜県版は、右のような見出しとグラフで岐阜県の財政状態を報道している。この記事では名指しされていないが、さまざまなハコモノと並んで、いやそれを上回って「徳山ダムという公共事業のツケずしり」なのである。

この発表の際、古田肇知事は「織り込み済み」といったと報道は伝える。

「徳山ダムは岐阜県の将来にとって取り返しがつかないほどの重いツケとなる、支出するべきでない」と、1999年3月、私たちは岐阜県を相手取って「徳山ダム裁判・住民訴訟/公金支出差止訴訟」を提訴し、上告審まで闘った。

裁判所はひたすら「行政追認判決ありき」で逃げ、私たちは敗訴した。だが、この裁判の過程で被告・岐阜県は「すでに一般会計から支出している徳山ダム工業用水分 (工水)分は回収の見込みは存在せず、徳山ダムは将来的に一般会計の重いツケとなる」ことを十分に知ったはずだ。

知った上でなお、岐阜県は、徳山ダム事業費大幅増額のときに「増額結構、早期完成を」と旗を振った。その挙げ句の「起債許可団体転落」なのだ。

「だから言ったじゃないの!」である。もちろん喜べない。

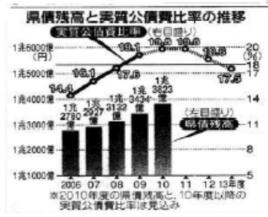
3月、岐阜県は「徳山ダム:建設費、県負担1157億円の 見通し32年かけ支払い」(2010年3月20日毎日新聞岐阜 版見出し)という発表をした。

このとき、私は、岐阜県河川課から、細かい数字を聞いた。その中から「交付税措置後」の支出額を、2003(H15)年度から15年分を下に示す。

これらはすべて一般会計(河川課)から支出されてきており、今後も変わる展望はない。異常な話である。



22年) 9月17日(金曜日)



徳山ダム岐阜県負担額(交付税措置後) H21年度までは既出、以降は予定

年度	合計	治水	利水 (上水・工水内訳)		
			(上・工水 計)	上水	工水
H15	26億3714万	16億6704万	9億7010万	0	9億7010万
H16	56億3096万	49億4614万	6億8482万	0	6億8482万
H17	45億9285万	40億4815万	5億4471万	0	5億4471万
H18	42億5620万	37億9441万	4億6180万	0	4億6180万
H19	41億1231万	36億5131万	4億6100万	0	4億6100万
H20	38億8577万	11億3978万	27億4599万	7億9389万	19億5210万
H2 1	37億8801万	10億2679万	27億6122万	8億 187万	19億5935万
H22	39億8507万	12億2056万	27億6482万	8億 238万	19億6234万
H23	39億9490万	12億3906万	27億5585万	8億 290万	19億5295万
H24	35億5111万	8億1893万	27億3218万	8億 343万	19億2847万
H25	35億4151万	8億3414万	27億 736万	8億 397万	19億0339万
H26	35億2312万	8億3919万	26億8393万	8億 452万	18億7941万
H27	35億 70万	8億4112万	26億5959万	8億 508万	18億5451万
H28	34億7972万	8億4554万	26億3417万	8億 624万	18億2852万
H29	34億 506万	7億9893万	26億 623万	8億 684万	17億9999万
	単位:円	1万円未満	四捨五入	上水=水道水	工水=工業用水

2004(H16)年の徳山ダム事業費大幅増額の際、「利水」分を縮小し、「治水」分を大幅増額した。この小細工に、当時の梶原拓・岐阜県知事は率先して「乗った」。

治水分は表向きは国費だが、地元の都道府県には「直轄負担金」として3割が賦課されることが法律で 規定されている。すでに慢性的な赤字状態だった岐阜県は、この分を県債を発行して、つまり借金をして 賄った。その利息が将来までついてまわるのだ。

H16年度の56億円という突出した額は治水分が大部分だが、本格的な利水償還が(一般会計から)始まったH20年度からは、毎年27億円にも上る利水分も大きい。

「返しても返しても借金はなかなか減らない」。まさに「多重債務」状態なのだ。起債許可団体 = 「借金の規制」がされても仕方がない。

愛知県の明日はどうなる?どうする?

愛知県の神田真秋知事は「4選不出馬表明」をした。つまり、これから先深刻化する財政赤字の責任はとりたくないから、知事のイスを放りだすというわけである。巨大プロジェクトに湯水のごとくお金を注ぎ込んだ鈴木・前知事よりは、少しは無駄な投資を抑制したかもしれない。しかし明確な方向転換はしなかった。ゆえに「従来から計画のあるプロジェクトはそのままやる」ことにしてしまった。さらに「止められない」だけでなく、この導水路事業では積極的推進の立場で、妄言に近いことまで宣っている。「後は野となれ山となれ、最後っ屁だ」とばかり、再び導水路事業推進発言などを繰り返されては、愛知県民はタマラナイ。

一時期のトヨタの稼ぎで、2007年度には顕在化する、といわれていた愛知県の財政危機が少し先送りされてきた。しかし「頼みのトヨタ」はもう愛知県に多額の納税をしてはくれない。愛知県も、一体いつ起債許可団体になるのか、すでに秒読み状態と言っても過言ではなかろう。

愛知県の導水路(上流分割案)に対する見解は、端的にいえば以下のようなものである。

「徳山ダムができちゃったから」(要るか要らないかを十分検討するまでもなく)徳山ダムから水を引く 導水路を作る。総事業費890億円のうち約320億円を愛知県が負担する。長良川経由のこの上流分 割案は、今は取水位置が河口堰直上流とされていて使いにくい長良川河口堰の中流部取水を実現 する可能性に繋がる一石二鳥の良い案だ。

これまでの徳山ダムや長良川河口堰への多額の投資を有効に活かすことになる。

愛知県は、こんな時代錯誤の高度成長期的発想で、無駄であると同時に多大な自然破壊をもたらすことになる悪しき「公共事業」に、県民の血税を注ごうとしている。それは許されるのか?

導水路裁判で河川行政を変える!

木曽川水系連絡導水路事業も、9月末に国土交通省河川局長名で出された「ダム・ダム関連事業の見直し」の対象になっている。愛知県の次の知事は、「木曽川水系連絡導水路事業と設楽ダムは中止するべき」という明確な立場で臨まねばならないはずだ。

私たちが岐阜県を被告として提訴した「徳山ダム・住民訴訟 / 公金支出差止訴訟」を敗訴させた裁判所 も、岐阜県が起債許可団体に転落した財政悪化の共犯ではないのか、と問いたい。設楽ダム裁判でも、名 古屋地裁は「行政裁量」を、どこどこまで延伸させてしまった。住民訴訟(公金支出差止訴訟)の意義、ひい ては裁判所の存在意義をそのものまで否定しているも同然である。

この導水路裁判では、裁判所は、従来の「行政追認の判決ありき」で思考停止する姿勢を改め、「司法の独立」「裁判所の役割」をしっかり自覚して欲しい。

「徳山ダム/岐阜県」の不幸な過ち。愛知県も裁判所もその過ちを繰り返してはならない。

2010.11.07 徳山ダム建設中止を求める会 近藤ゆり子

ー豊川の清流と三河湾を守ろう! 139人の原告有志が控訴ー

10/28「設楽ダム」控訴審・第1回口頭弁論が開かれる!

第1回口頭弁論は午前11時30分開廷。私たち控訴人側からは控訴理由書(約130ページ、http://no-dam.net/index.htmlにアップ)といくつかの証拠書を、被控訴人側の愛知県知事らからは抗弁書をそれぞれ提出。次いで、控訴人を代表して太田さん、弁護団を代表して樽井弁護士が各々意見陳述を行いました。

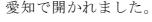
報告集会は、弁護士会館地下会議室の報告集かでは、 在間弁護士より、今後の控訴審の進め方<①「行政裁量」によって裁判所は「行政裁量」で思考停止に陥るな。②行政決定の 基礎となる事実の存否は裁判所の審査が及ぶ。③裁判所が責任 を持って審査・判断していれば、「河口堰」問題は派生せず。 ④裁判官は現地に足を運んで、実態を踏まえた判断を行うこと。)について、決意表明がありました。



なお、次回(第2回)口頭弁論は、来年2月9日(水)午前11時開廷です。

幅広い県民の連帯と協同を!「愛知県民会議」が設立集会

「設楽ダムの建設中止を求める会」が呼びかけ団体となって、県内23の市民団体が協賛の「設楽ダムの建設中止・愛知県民会議」設立集会が9月19日(日)午後、名古屋駅前・ウインク



基調報告に立った市野代表は、約100名の参加者を前に「なぜ控訴したか」と力説、「地域と環境を滅ぼす設楽ダム建設はやめましょう!」と力強く呼びかけました。

集会は声明文採択後、約60名の仲間が栄小公園までデモ行進。シュプレヒコールがビル街をこだましました。

"緑のダム"「立木トラスト」運動に参加しましょう!

「立木トラスト」運動は、"自然を破壊するダムは要らない!" 意思表示と、子々 孫々まで寒狭川・豊川流域の豊かな自然環境を守り、受け継いでいくため立ち上げられました。 「立木売買契約」は法律上"明認"と言い、立木の所有者は設楽ダム建設事業を進める国土 交通省に対し、交渉権、発言権が生じます。

申込みに必要なもの、①「立木代金」5百円と、立木台帳作りの「任意カンパ」(5百円程度)

②「立木売買契約書」(オーナーと所有者の2枚とも、甲に署名捺印)

③返信用封筒 (宛名住所は申込み者、60円切手を貼付)

※詳しいことは、別紙チラシ「立木トラスト申込み方法」をお読み下さい。

河口堰下流の河床のヘドロを観察する参加者―3 三重興桑名市長島町、長良川

生態滅失、現状を確認

市民グループ 河口堰開放訴え長良川流域の 河口堰開放訴え

の底に酸素が行き渡ら

なくなった」として、

流域の生態系が変化し

プースでは、群生す

るヨシが年々減ってい

く様子の写真や、アユ

の角獲量減少を示すグ

ラフのほか、4月に河 口堰付近で採取した泥 も異示。形はヘドロの

たと主張する。



桑名市の長良川河口堰一交じった砂だが、長良一と話していた。 (世舎) 一帯で「長良」川はヘドロで、参加者 川河口堰で失われた生は、同実行委が指摘す る川が分断された影響 態を見る会」を開き、 河床環境やヨシ群生を、を目の当たりにした。 観察して生物多様性が 名古屋市で始まった。 失われた現状とゲート。 口堰の影響で減少した。 ルゾーン。 にある同実 ヨシ群生を見学。同行 県内外から約3人が した山内克典岐阜大名 される。(小西里奈) 19) に合わせて、長良一参加し、河口堰の下流一普教授は「ヨシが枯れ、 川流域の市民グループ一地点と隣を流れる揖斐一その浄化作用効果や水

「市民による『豊かな』川で河床の推鞭(たい」鳥のすみかも失われ

志郎同大教授は「CO Pの会場の近くで生物 多頃性を破壊する施設 があることをアピール したい。河口堰は世界 中とこにもいらない」

今回採集したヘドロ とヨシの一部はCOP 2会場(名古屋国際会 議場)近くの熱田神宮 河口堰上流では、河(公園の「フェスティバ 行奏のコーナーで展示

生物多様性条約の第2、開放を訴えた。 回路約国会議(ひつひ **海づくり大会』実行委。せき)物を採集した。指一た」と説明した。** 員会」は32日、三重県 斐川はヤマトシジミが 同実行委代表の相谷

414 4

成22年)10月17日(日)

長良川河口堰(三重県桑名市)のゲート開放を求める市民グルー プが、名古屋市で開かれている国連生物多様性条約第2回締約国会 鱶(COPS)の関連イベント「生物多様性交流フェア」で、河口堰の 問題点を指摘するブースを出異している。OSI口には河口堰と周囲を 鉛で見て回るイベントを予定し、来場者に参加を呼び掛けている。メ ンバーは「生物多様性を問う会議の地元の実態を見てもらいたい」 と、世界に向けて問題提起する。 【屆大个】

河口堰。訴え

市民団体フェアでブース

よる『豊かな海づくり 大会』実行委員会」。

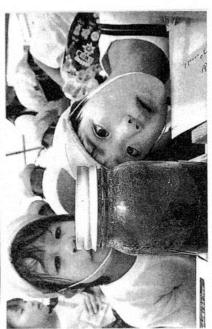
グループは「市民に一保護に取り組む複数の一会」に合わせて市民版 市民グループのメンバ ーらが結成し、8月に 柏谷志郎・岐阜大教授 岐阜県で開かれた「全

イベントを開いた。大 (環境生態学)や環境 国豊かな海づくり大 えるため、会議場に近 る。 い熱田神官公園でのフ ェアに出展した。

河口堰の連用開始以降一らか。生態系の破壊は 「川からの淡水と海水」他の国の出来事ではな が混ざりきらず、河口「いと訴えたい」と話す。

ようで異臭を放つ。グ ループは他の川底の泥 に比べて酸素量が足り ないためと指摘する。 BEDのイベントでは参 会後も解散せず、OO 加着とともに改めて川 **トリでゲート開放を訴 底の泥を取って観察す** グループの武藤仁事 **路高曼は「河口堰の影**





出妻

ブースで

長良川の

川庄の

泥を

見る

温見た

ち -- 兵祿公治藤影

毎日新聞・朝刊

馬淵澄夫国土交通相は、八沙場ダム(群馬県)につき建設中止の: 前堤を事実上、歓回した。評価できる側面の一方、ダム事業の文字 通り「予断なく再検証」の方針は貫くべきである。

前国交相が建設中止を表明、馬淵 現国交相も当初、「中止の方向」 をいっていたことを思えば、また住民の不安を早く取り除くため "迷走" といえなくもない。

だが今回の発言は、有識者会議

のとりまとめをへ

て、八ツ場を皮切

りに九月から始ま

来秋と初めて明言したのも、関係 喜ばしい。

馬淵発言が冷静な話し合いの契

状態が続く恐れもある。

、迷走、に終わらせるな

が明らかになっている。

毎秒二万二千立方がとされた最 大流量は、上流部の森林などの保 水力を示す飽和雨量が高まり変化 したのに、約三十年間検証されて いない。馬灣国交相自身が先月、 昨年、政権交代直後に前原誠司機になれば、むしろ評価できる。 最大流量の算出方法を見直すよう

また同相が、再検証終了の目標を国交省河川局に指示した。 最終の評価がどうなるにせよ、 これらの重要な基礎的データは、 ダム事業再検証の場で明らかにし 一方、ダム中止の事実上撤回にた上で、議論を進めなくてはなら

ない

同省河川局がつく った検証の実施要領

対応方針を決める。

「予断なく再検証」するために の確保について、あらためて指示

2010 • 11 • 9



ったダム事業再検証の趣旨を考えより、八ツ場はもとより全国のダでは、関係自治体からなる検討の れば、当たり前でもある。 ダムを含むもの、含まないもの 考えられる。それによって、逆の けられた事業評価監視委員会の意

と複数の治水対策を作り、さまざ 予断で事業の再検証がおざなりに 見を聴き、事業継続または中止の まな評価軸で検証するからには、 初めからダムありきでもダム中止 中止、推進で真っ向から対立、国

ム推進派が元気づけられることも場が重視され、各地方整備局に設 なってはならない。

すでに、八ツ場ダム建設の重要 でも、。予断、になる。八ツ場は、な根拠になった利根川の治水基準 国交相自身がこれらの場に、必要 国と関係大都県、九市区町がダムー点・八斗島(群馬県伊勢崎市)に な情報の全面関示と、公正な議論 が中止の方向に固執すれば、膠着 本高水)が、あやふやであること をすべきである。

り再検証中の八ツ場ダム (群馬県長野原町) につい て、馬牌国土交通相は6日、 「『中止の方向性』という 言葉に言及せず、一切の予 断を持たずに再検証する」 と述べ、「中止」の方針を事 実上撤回した。今後は白紙 伏滕で再検証を進め、来年 秋までに結論を出す考え。 国交相就任後初めて建設

11/07・読売新聞

予定地を訪問し、大沢正明 際に述べた。

前原・前国交相は昨年9 月の就任直後、「マニフェ スト (政権公約) に書いて あるので中止する」と表明。

受けたため、全国別か所の一述べていた。 ダムと同様に八ッ場ダムに ついても必要性を再検証す

交相は、「私自身が『中止 いては言及しなかった。 る方針を示したが、「中止」の方向性』という言葉を封

建設の中止か継続かを巡一地元住民から激しい反発を一の方向性は変わらない」と

この日の会談で、馬滑国

印している」と述べたうえ で、「新たな政務三役にな って、問題解決のために予 断を恃たずに再検証する」 と述べた。会談後の記者会 見で、馬淵国交相は、「(再 検証の)結果に従う」と述 べ、データに基づいて行わ れる詳細な再検証結果に従 うことを明らかにしたが、 マニフェストの見直しにつ **<関連記事4面>**

相指示

国が必要性の検証を始めた一般の最大の根拠で、算出方法 の見直しは、各地のダム建設 に影響を与える可能性もあ NO°

馬謂国交相は「今後、八ツ 場の検証を進める中で、最新 のデータ、技術的知見を用い て徹底的に点検を行い、計算になっている。 かにした。基本高水はダム建一モデルの妥当性を含め見直し

を行うべきだ」と語った。 国交首は政権交代前まで、 1980年に算出した基本高 水を根拠に、八ツ場ダムの建 設が必要としてきた。利根川 水系では、中流の群馬県伊勢 崎市の八斗島で毎秒2万2千 い。の基本高水が想定され、こ のうち八ツ場ダムを含め上流 域のダム群で5500~、を抑 え、残る上万ら500少は堤 坊などの整備で対応すること

(聚脚龍 | 哥)

八ツ場ダムの最大流量

八ツ場ダム (群馬県)を巡っ て、馬淵澄夫国土交通相は5 日の会見で、利根川水系で2 00年に1度の洪水が起きた 時に想定される最大流量(基 本高水)の算出方法を見直 すよう指示したことを明ら

◆◆書籍のご案内◆◆

一店水の専門家がついに"潑白"現在計画中のものは 古べて仏ダ!-

① 大好評・発売中! "目から鱗"で納得の書 「ダムが国を滅ぼす」

京都大学教授を定年退官後、同大学防災研究所の所長や淀川水系流域委員会の委員長などを歴任した今本博健・同大名誉教授(72)が、「週刊SPA!ダム取材班」と共著で「ダムが国を滅ぼす」(扶桑社)を出版しました。

今本さんは、本書のなかで"「ダムが必要」なんてウソだった!""狭い日本は「ムダなダム」だらけ"と主張し、導水路事業について"完成後に水の利用 先を探している本末転倒の状態""徳山ダムにたまった汚水を木曽川の清流に流す!?"と喝破します。<扶桑社刊>327ページ・定価 1470 円 (消費税込み)



一長良川に生まれ、育ち、川海師となった大橋兄弟から見た**長良川の真実**―

② "川に生きるとは、長良川の盛衰がいま語られる" 「長良川漁師口伝」



長良川の真実を半世紀以上にわたって見つめる川漁師の大橋兄弟。祖父から代を重ね3代目。後継者はなく、70を超えてなお現役。そんな生き様にひとりのアマチュア写真家・磯貝政司氏が惹かれて18年も通い詰め、生い立ちから漁師の暮らしぶりなどトコトン取材。テープは400時間を超えました。

川に生きる兄弟は言う。「**アユの生息せん川にしたのは誰や?アユがしたか?人間やろ**」(亮一)、「**魚捕ましに行っとりゃ、わたしゃ機嫌がいいんじゃ。ハッハッハッや**」(修) <人間・社刊>461 ページ・定価 2730 円 (消費税込み)

一 "温故知新" ハッ場ダム 地元民による初期の反対運動がいま明かされる一

③ 自費出版「21世紀 日本のピラミッド 篠原政信・八ッ場物語 第一部」

本書は、反対闘争がもっとも高揚していた時代の事実について、当時の知られざる闘争の真相を 地元長野原町に住む篠原政信氏(83歳)の記憶と当時の資料をもとに、当時精力的にオルグを推進 の活動仲間・中野泰さんが記したものです。

"下流都市の発展"を美名に、国家権力が寄って集って強行するダム事業に翻弄される"現地の人々の「内心」"を軽々に論評する資格は私たちには有りません。注文は直接篠原宅(メール:spq272s9@rondo.ocn.ne.jpTel: 027-373-5672)へ。221ページ・定価 1500 円 (消費税込み)

平成21年(行ウ)第49号 木曽川水系連絡導水路事業公金支出差止請求事件原告 小 林 収 ほか91名 被告 愛 知 県 知 事 ほか 1名

第4準備書面

2010(平成22)年10月6日

名古屋地方裁判所 民事第9部 A2係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 在 間 īF 史 髙 森 裕 司 同 嶌 将 同 濵 周 史 同 //\ 島 智

本件導水路の目的の一つは、木曽川水系の異常渇水時において徳山ダムに確保される流水正常機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)を図るための容量 5 3 0 0 万 m3 のうちの 4 0 0 0 万 m3 を木曽川に導水し、木曽成戸地点において河川環境の改善のための流量を確保することである。この河川環境のための流量の前提となり根拠となっているのは、木曽川水系河川整備基本方針において木曽川の流水の正常な機能を維持するために必要な流量(以下「正常流量」という)のうちの河口~木曽川大堰(成戸地点下流)の河川維持流量として、ヤマトシジミの生息のために 5 0 m3/s が必要であるとされていることである。木曽川水系河川整備基本方針を調査・審議する河川整備基本方針検討小委員会において、河川維持流量としてヤマトシジミの生息のために 5 0 m3/s が必要であると認めるに足る「調査」「審議」などされなかったことを述べ、被告ら準備書面 6 に反論する。

1 河川整備基本方針や河川整備計画の決定において、河川管理者に裁量が認められるとしても、関係法令の趣旨・目的に基づいて、 その基礎とされた重要な事実に誤認があること等により重要な事実の基礎を欠く場合、または、 事実に対する評価が明らかに合理性を欠く場合、 判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を

欠く場合には、裁量権を逸脱、濫用したものとして違法となる(最一小判平 1 8・11・2(小田急高架化事件)、東京高判平17・10・20ほか、最三小判平18・2・7、東京高判昭48・7・13(日光太郎杉事件)参照)。 つまり、河川管理者の決定に至る過程において、 決定事項の基礎とすべき事実の存在を客観的、実証的に確認し、 また、法令の趣旨・目的に基づいて考慮すべき事情を客観的、実証的に確認して考慮すべき事情相互の比較衡量を行うことが、裁量権の行使の前提として要求されるのである。

2 本件導水路事業の根拠は、木曽川水系河川整備計画において、「流水の正常な機能の維持」における「河川環境の改善」として(乙8p3‐22、23)、 異常渇水時においても河川環境の改善を図るため、徳山ダムにより確保された 渇水対策容量の水を導水するための木曽川水系連絡導水路を整備するとされ、 木曽川水系連絡導水路を整備し、徳山ダムに確保された渇水対策容量53,00 0千m3のうち40,000千m3の水を一部は長良川を経由して木曽川に導水することにより異常渇水時〔平成6(1994)年渇水相当〕においても、木曽成戸地点において河川環境の保全のために必要な流量の一部である40m3/sを確保するとされていることである。

その前提となり、根拠となっているのが、木曽川水系河川整備基本方針における木曽川の今渡地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量のかんがい期概ね150m3/s、非かんがい期概ね80m3/sの一部をなす河口~木曽川大堰(成戸地点下流)の河川維持流量50m3/sである。

3 木曽川水系河川整備基本方針における木曽川の流水の正常な機能を維持するために必要な流量のうちの河口~木曽川大堰の河川維持流量50m3/sの根拠は、乙46『木曽川水系河川整備基本方針 流水の正常な機能を維持するために必要な流量に関する資料(案)』(以下「基本方針資料」という)p41で、シジミ(原告代理人注・ヤマトシジミ)の生息・産卵に必要な流量を算出すると木曽川大堰下流で約50m3/sとなるとなっていることである。その根拠資料は、乙47『木曽川水系河川整備基本方針 流水の正常な機能を維持するために必要な流量に関する説明資料(案)[木曽川編]』(以下「基本方針説明資料」という)p14で、塩素イオン濃度と流量の関係式を作成し(図1)、ヤマトシジミが生存できる限界という塩素イオン濃度11,600mg/Lを上回らないのに必要な流量は概ね50m3/s以上であることを確認したとし、以上によりにA区間(河口~木曽川大堰)における必要流量は50m3/sとする、と記載されていることである。

13.8km 20,000 18,000 16,000 14,000 57m3/s 12,000 10,000 ₹8,000 6.000 [']즈 4,000 2,000 0 20 40 60 80 100 木曽川大堰放流量 (m³/s)

図1 塩素イオン濃度と木曽川大堰放流量

図 2.6 ヤマトシジミの生息環境として必要と思われる流量

したがって、乙46基本方針資料が述べるヤマトシジミが生息・産卵するのに必要な流量として50m3/sが必要であるかが、客観的、実証的に確認されなければならず、そのためには、先ず、その根拠となっている乙47基本方針説明資料p14に記載されている内容によってそれが確かに根拠づけられるか、また乙47基本方針説明資料p14の記載内容がヤマトシジミが生存できる限界流量で生存のために必要な流量として客観的、実証的に事実として認められるかが、調査、検討されなければならない。河川整備基本方針検討小委員会のような河川整備基本方針案の検討・審議機関においては、これらのことを調査、検討する審議がなされなければならない。

- 4 この点、正常流量のうちの河口~木曽川大堰の河川維持流量50m3/sの設定の根拠となっているヤマトシジミが生息・産卵するのに必要な流量として50m3/sが必要であるかについての審議の内容は、発言全てを記載した河川整備基本方針検討小委員会議事録(乙49。50)によれば、以下の通りである。
 - (1) 第72回河川整備基本方針検討小委員会議事録(乙49) 事務局から

「正常流量の設定でございます。こちらにつきましては、まずA区間、B 区間と分けておりますが、区間ごとに、また、かんがい期や非かんがい期 と期別で検討を行っております。今回はA区間の というのが図にござい ますが、動植物の生息地、または生育地の状況、こちらから検証して決定してございます。検証といいますのは、木曽川の大堰の放流量50m3/s、これは先ほど成戸地点、下流の漁業に配慮した木曽成戸50m3/sを昭和40年に設定したのでございますが、これの50m3/sにつきまして、まず検証いたしております。

流量と塩素イオン濃度の関係をここでは確認しております。ヤマトシジミの斃死が発生しないという流量、これが木曽川大堰の放流量でどれぐらいかというのを見たわけでございます。これは平成17年のデータでございますが、おおむね50m3/s ぐらいのところから、大きい流量でありますと11,600mg/L、赤い線が引いてございますが、大体これ以下になります。こちらがヤマトシジミの生息の目安になってございまして、これ以下になるということが確認できるということでございます(原告代理人注・「A区間の」」、「赤い線が引いてある」と述べられていることから、乙48を見ての説明であろう)。

こういう意味で、下流の漁業に配慮した木曽成戸50m3/sという意味がわかるわけでございます。」(乙49p28)

との説明がなされた。

委員から、これに対して、

「正常流量の話でいきますと、11ページで特に木曽川の動植物の生息地の状況から50m3/s、これは歴史的な経緯もあるとは思うんですが、それで、このデータから50m3/sというのを検証されているんですが、やはりこのデータでは無理があるかなと。もう少し説得力があるデータの積み重ねが必要ではなかろうかと思います。」(乙49p32)

との意見が出された(原告代理人注・「11ページ」と述べられていることからすると、11頁に動植物のことが記載されているのは乙47基本方針説明資料であり、その11頁以降を見てのものと思われる)。

事務局から、この意見に対して

「データが少ないというのは、そのとおりでございまして、平成 1 7 年のデータで検証しました。これは、基本的には下流の漁業への影響という歴史的な経緯の中から、今回の正常流量というのは考えたわけでございますが、やはり、その裏づけといたしまして少しデータをとって見てみたということでございます。」(乙 4 9 p 3 2)

との回答がなされた。

木曽川大堰の利水制限流量である放流量 5 0 m3/s(成戸地点下流 5 0 m3/s)は、歴史的経緯があり 1 9 6 5 年に木曽三川協議会において決められたもの

であり、その際、下流の漁業、特にヤマトシジミ漁業に配慮して決められた ことはないが(もしそうであれば、そのことを記載した文書が当然あるはず であり、同委員会に審議資料として配付され、本件訴訟においても提出され るはずであるが、それはなされていない)、このような客観的、実証的な根 拠もないまま、単に歴史的経緯だけでは、1997年改正河川法によって設 けられた16条1項に基づく河川整備基本方針における河川維持流量とする ことはできないのは当然である。そこで、成戸地点50m3/sは客観的、実証 的に根拠があるかの裏付のための検証を行ったのが、ヤマトシジミ(ちょうど 現在の上記区間における漁業はヤマトシジミの捕獲である)の生存の限界と なる塩素イオン濃度における流量を調査して、その流量を河川維持流量とす る検討であったということである。つまり、河口~木曽川大堰における河川 維持流量についての乙46基本方針資料と乙47基本方針説明資料の検討 は、従前の河口~木曽川大堰における河川維持流量50m3/sは「歴史的経緯」 のような曖昧で客観性も実証性もないものであり、これでは河川整備基本方 針の河川維持流量とすることはできないので、それが客観的、実証的な事実 によって裏付けられるかの検討作業なのである。これによって、その内容や 検討過程が客観的、実証的な事実あるいはその検討過程として認められない ならば、設定しようとする 5 0 m3/s は客観的、実証的事実の基礎を欠くもの なのである。

(2) 第74回河川整備基本方針検討小委員会議事録(乙50) 事務局により第72回委員会での上記意見に対する補充説明が行われた。 事務局から

「次に、これも 委員からでございますが、成戸の50m3/sは歴史的経緯も踏まえ、動植物の生息から決められている。しかし、前回お出ししました澪筋との関係のデータでございますが、このデータでは少し無理があるのではないか。もう少し説得力のあるデータの積み重ねが必要だということでございます。これは前回お出ししました平成17年の1年のデータで検証させていただいた。もう少しデータの積み重ねが必要ではないかというご指摘でございます。

木曽川大堰の放流量と塩素イオン濃度の関係を把握するために、平成16年から観測を実施しております。16、17、18、19と4年分のデータがございます。しかし、平成17年の渇水年のデータ以外は、50m3/s以下のデータがほとんどとれていないという状況でございます。引き続き木曽川大堰放流50m3/s以下のデータも含め、検証データの充実を図っていきたいと考えてございます。

なお、他の都市におけるデータにおいても、木曽川大堰放流量 5 0 m3/s 以上であれば、底生生物のヤマトシジミの生息に悪影響を及ぼさない塩素 イオン濃度、これは11,600mg/Lでございますが、これを満足できているということが確認できてございます。」(乙50p8) との説明が行われている。

これにより、木曽川大堰の放流量と塩素イオン濃度の関係を把握するために、平成16年から観測を実施しており、平成16、17、18、19と4年分のデータ(観測結果)があること、乙47基本方針説明資料で検討に使用したのは、そのうちの平成17年のもののみであることが明らかにされた。しかし、河川整備基本方針検討小委員会では、上記4年分のデータとそれに基づく検討資料が提出されての検討はなされてはいない。

5 (1)以上のように、乙46基本方針資料が述べるヤマトシジミが生息・産卵するのに必要な流量として50m3/sが必要であるかについて、河川整備基本方針検討小委員会では、委員による審議を経たといえる委員による発言は上記のみであり、これでは、到底、委員による審議を経たとはいえない。

そして、委員からは、乙47基本方針説明資料p14のデータから50m3/sは無理がある、もう少し説得力があるデータの積み重ねが必要という意見が出されている。これに対して、データとして問題はなく、ヤマトシジミが生息・産卵するのに必要な流量として50m3/sが必要であることの客観的、実証的事実に基づく合理的な説明はなされていないし、その審議もなされていない。

そのうえ、乙46基本方針資料が述べるヤマトシジミが生息・産卵するのに必要な流量として50m3/s が必要であるかについて、 乙47基本方針説明資料p14に記載されている塩素イオン濃度と流量の関係式という直線(図1)によりヤマトシジミが生存できる限界の塩素イオン濃度という11,600mg/Lとなる流量が57m3/s であることを確認したことにより客観的、実証的に確認されたか、 また、乙47基本方針説明資料p14の記載内容は、ヤマトシジミが生存できる限界となって生息のために必要である流量が、図では57m3/s であるのに本文では概ね50m3/s と小さく生息できない流量になっていて図と本文が整合していないこと、同じく、乙48の図では塩素イオン濃度11,600mg/Lと斜め直線との交点の流量値は「概ね50m3/s」と記載されているが、委員に配付されている乙47基本方針説明資料p14の図では塩素イオン濃度11,600mg/Lと斜め直線との交点の流量値は「57m3/s」と記載されており、流量目盛りの位置からも明らかにこれが塩素イオン濃度11,600mg/Lと斜め直線との交点の正しい流量値で

あり、乙48の図の流量値「概ね50m3/s」はこれに整合していないこと、 これらの調査、検討を行う審議は全く行われていない。

さらに、その前提事実となって最も重要な乙47基本方針説明資料p14の記載内容が客観的、実証的にヤマトシジミが生存できる限界流量として客観的、実証的な事実として認められるものかについて、 記載されている上記図1とヤマトシジミの生息との関係等の図の意味、 図1の精度(図は平成17年のみのデータをまとめたものであるが、第74回委員会において平成16年から平成19年と4年分のデータがあることが事務局の説明により判明したので、4年分のデータを用いれば、基礎データが豊富になって、より精確な塩素イオン濃度と流量との関係の検討が可能となる)、 図1は13.8km地点での観測結果であるが、それは河口~木曽川大堰を代表できるのか、それ以外のより下流の地点でも測定結果は同じ塩素イオン濃度・流量関係になるのか、 そして、最も根本的で基礎的なもので何よりも重要な、ヤマトシジミが斃死せず生息できる塩素イオン濃度に関する調査研究による知見や木曽川大堰下流の流量と塩素イオン濃度およびヤマトシジミの生息に関する調査結果に基づく検討、これらの調査、検討が必要であるが、その審議も全く行われていない。

以上の通り、木曽川水系河川整備基本方針においては、河口~木曽川大堰における河川維持流量を、従前の50m3/sのように「歴史的経緯」のような曖昧で客観性も実証性もないものでなく、この50m3/sの検証を含めて客観的、実証的な事実によって裏付けられた流量にするため、ヤマトシジミの生存に必要な流量によって検討したが、河川整備基本方針検討小委員会においては、河口~木曽川大堰における河川維持流量の根拠となっているヤマトシジミが生息・産卵するのに必要な流量として50m3/sが必要であるかについて、客観的、実証的な事実によって基礎づけられて客観性、実証性のあるものかを検討する審議は全く行われていない。

(2) もし、ヤマトシジミが、塩素イオン濃度11,600g/Lを超えても斃死せず生存できるなら、また、木曽川大堰下流において、流量が50g/sを下回っても、あるいは塩素イオン濃度が11,600g/Lを上回っても斃死せず生存しているなら、河口~木曽川大堰の河川維持流量としてヤマトシジミの生息のために50m/s は必要でなく、もっと小さい流量でよいことになる。歴史的経緯により河川維持流量として利水上の取水制限流量となっている従前の50g/s は当初から批判されていたように過大なものであることが、改めて明らかになり、河川維持流量としてはもっと小さな値にすべきことになる。木曽川大堰(成戸地点)下流の河川維持流量は利水上の制限流量

となっているので、これが50m3/sよりもっと小さくなれば、木曽川大堰上流での木曽川総合用水等のダム依存水利は、河川自流の取水が制限を大幅に緩和されて可能となり、利水安全度が一挙に高まるのである。

したがって、河口~木曽川大堰における河川維持流量の根拠となっているヤマトシジミが生息・産卵するのに必要な流量としてどれだけ必要であるか、50m3/sが必要であるかを客観的、実証的な事実によって基礎づけて客観性、実証性のあるものにすることは、木曽川の低水管理にとどまらず利水管理にも関係する極めて重要なことなのである。

6 結局、河川整備基本方針検討小委員会の議事録からは、河口~木曽川大堰に おける河川維持流量として50m3/sが必要であるかについて、「河川整備基本 方針検討小委員会における調査審議を経たことにより、内容の客観性および公 正性が確保されている」(被告ら準備書面5)とは到底言えないことは明らか である。

河川整備基本方針検討小委員会の審議においては、木曽川水系河川整備基本方針における正常流量の内容となっている木曽川の成戸地点下流の河川維持流量50m3/sの設定は、客観的・実証的なデータや事実もなく、重要な事実の基礎を欠いているか、あるいは、客観的・実証的なデータや事実もなく、これを無視して設定されており、決定の過程において考慮すべき事情を考慮せずに行われているものである。これは、社会通念に照らし著しく合理性を欠いていて妥当性を欠くものである。

したがって、木曽川水系河川整備基本方針における木曽川の今渡地点における正常流量の一部をなす河口~木曽川大堰(成戸地点下流)の河川維持流量 5 0 m3/s を前提とし根拠として定められた木曽川水系河川整備計画における異常渇水時〔平成 6 (1994)年渇水相当〕においても木曽成戸地点における河川環境の保全のために必要な流量の一部である 4 0 m3/s を確保するという決定は、客観的・実証的なデータや事実もなく、重要な事実の基礎を欠くいているか、あるいは、客観的・実証的なデータや事実もなく、これを無視して設定されており、決定の過程において考慮すべき事情を考慮せずに行われているものであって、社会通念に照らし著しく合理性を欠いていて妥当性を欠くものである。

以上